

同志社大学政法会会長候補選出規程

第1章 総則

(目的)

第1条 同志社大学政法会会長候補選出規程（以下、本規程という。）は、同志社大学政法会会則（以下、会則という。）第12条第5項および第23条第1項第5号に基づき、会長候補者の選出に関する事項について詳細を定める。

(選出原因)

第2条 常務委員会は、次の各号の一に該当する場合に、会長候補者を選出する。

- (1)会長の任期が満了するとき
- (2)会長が辞任を申し出たとき
- (3)会長が死亡等により欠員となったとき

(選出)

第3条 前条第1項第1号の場合は、原則として任期満了日の1ヶ月前までに、第2号および第3号の場合は、すみやかに選出を行う。

(会長立候補者資格)

第4条 会長立候補者は、同志社大学政法会（以下、本会という。）の活動内容を熟知するとともに目的達成に強い意欲を有している者のうち、次の条件を全て満たす者から選出する。

- (1)本会会長、副会長、常務委員の地位にある者またはこれらに準ずる経験を有し、会務運営に精通する者
- (2)本会会長として、本会会務の従事に支障がないとともに、校友会理事の兼任など会長職に付随する業務を遂行できること
- (3)入会金・終身会費を納入している者

(会長候補者選出広報)

第5条 会長候補者の選出広報日については、次の各号に定める。

- (1)本規程第2条第1項第1号の場合 任期満了の6ヶ月前まで
- (2)本規程第2条第1項第2号および第3号の場合 当該理由が発生してから1ヶ月以内

2 前項第1号の場合の選出広報については、原則として会報及びホームページで次の各号により告知する。

- (1)立候補届出開始日は、3月20日とする。(起算日)
- (2)ただし、3月20日が休日の場合は、その翌日とする。
- (3)立候補届出締切日については、届出期間を1ヶ月とし、起算日に相当する日の前日に満了するものとする。ただし、相当する日の前日が休日の場合は、その翌日とする。

(立候補の届出および辞退)

第6条 立候補する場合は、立候補届出書(様式Ⅰ)、抱負書および業績書(様式Ⅱ)を広報日から1ヶ月以内に政法会事務局に提出しなければならない。

2 提出は郵便書留による郵送又は事務局へ直接持参するものとする。

3 やむをえない理由がある場合には、所定の辞退届を提出することにより、立候補を辞退することが出来る。

(立候補届の内容)

第7条 立候補届出書は、下記内容を記載した所定の様式(様式Ⅰ)のものとする。

- (1)立候補者氏名
- (2)生年月日
- (3)現住所
- (4)卒業年
- (5)卒業した学部学科及び修了した大学院専攻名
- (6)政法会での役職名またはこれに準ずる経歴

(会長立候補者の確定)

第8条 事務局は会長立候補者の受付書類一覧表(様式Ⅲ)を作成する。

2 本規程第18条に定める選挙事務管理責任者は、一覧表に従い全資料を確認しそれぞれに押印することにより会長立候補者が確定する。

第2章 会長候補推薦準備委員会

(会長候補推薦準備委員会)

第9条 会長候補者の事前審査又は選定機関として会長候補推薦準備委員会(以下、推薦準備委員会という。)を設け、常務委員会に会長候補者を推薦する。

2 推薦準備委員会は、副会長および常務委員で構成する。

(1)副会長 現員のうちから1名

(2)常務委員 現員のうちから6名

3 推薦準備委員会委員(以下、推薦準備委員)は、立候補締切日以降に初めて開催される常務委員会で抽選によって決定する。ただし、立候補者は推薦準備委員となることはできない。

4 推薦準備委員会には監事が出席し、意見を述べることができる。

5 推薦準備委員会委員長(以下、委員長という。)は、推薦準備委員の互選により決定する。

6 推薦準備委員が第10条第2項により会長候補者となった場合は、推薦準備委員から外れ、次点の者が委員となる。

7 推薦準備委員の任期は、本条第3項に定める同委員の決定日から常務委員会で会長候補を決議した日までとする。ただし、前項により推薦準備委員に就任した者の任期については、就任日から起算する。

8 推薦準備委員会は、前項の常務委員会で会長候補を決議した日に解散する。

(会長候補者選出手続き)

第10条 推薦準備委員会は、第8条で確定した立候補者を提出資料及び面接等に基づく審査を経て常務委員会に推薦する。

2 立候補者がなかった場合または前項に基づき推薦した立候補者が常務委員会において信任されなかった場合には、推薦準備委員会は、3名以内の会長候補者を選定したうえ

常務委員会に推薦する。

3 前項に定める常務委員会で信任されなかった立候補者は、重ねて会長候補者となることはできない。

(推薦準備委員会の成立と議決)

第11条 推薦準備委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決を要する場合は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決定する。同数の場合は、委員長が決定するものとする。

第3章 選挙

(投票権者)

第12条 投票権者は、常務委員会に出席した会長、副会長および常務委員とする。

2 会長候補者は、投票権を有する。

(選挙方法)

第13条 選挙は第12条に定める投票権者による無記名单記投票とする。

(選出場所等)

第14条 選挙は常務委員会の開催場所において開催時間内に投票用紙の交付を受けて投票するものとする。

2 投票に先立ち、会長候補者は常務委員会の所定時間内で所信表明演説を行い、その後の質疑応答に対応しなければならない。なお、質疑応答及び審議が尽くせない場合は、次の常務委員会での投票とする。

3 会長候補者は、常務委員会の会長候補者審議時間中は離席するものとする。

(無効投票)

第15条 次の各号に該当する投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙以外で投票したもの

(2)不鮮明で判読できないもの

(3)2名以上の候補者に投票したもの

(選挙結果)

第16条 選挙の結果、常務委員会に出席した会長、副会長及び常務委員の過半数を得た者を会長候補者とする。同数の場合は、会長候補者によるくじ引きで決めるものとする。

2 過半数を得た者がいない場合には、上位2名について決選投票を行い得票の多数を得た者を会長候補者とする。ただし、2位に得票同数の者があるときは、その者も決選投票に加えるものとする。

(信任投票)

第17条 会長候補者が1名の場合には、信任投票を実施する。

(選挙事務管理)

第18条 会長候補者選挙管理は、総務委員長、同副委員長1名、同委員2名、監事1名及び事務局員が行う。そのうち総務委員長を選挙事務管理責任者とする。ただし、総務委員長が立候補者となった場合は、同副委員長がその職務を代行する。

2 開票は常務委員会開催会場とする。

(選挙資料の保管)

第19条 選挙事務管理責任者は、選挙終了後直ちに選挙に関わる全資料を会長に手渡す。

2 会長は本条第1項に定める資料を事務局で保管する。

(所掌)

第20条 本規定に係る事務は、総務委員会が所掌する。

第4章 会長の任期

(会長の任期)

第21条 会長の任期は会則第14条により2年とするが、再任を妨げない。ただし、通算3期までとする。

第5章 補則

(本規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、常務委員会において決する。

附則 本規程は、2020年1月18日から施行する。

本規程の改正は、2024年3月9日から施行する。